

1 基本方針

今日の社会において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティの人などにかかわる人権問題はまだまだ解決に向けて取り組むべき課題が多くあります。

高槻市人権まちづくり協会は、市民の自主的な活動を基に、高槻市におけるあらゆる人権問題解決のための啓発活動などに日常的に取り組んでいます。

平成28年4月には、「障がい者差別解消法」が施行され、差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮が求められています。また 同年5月に、「ヘイトスピーチ対策法」が成立、さらに、同年12月には、「部落差別解消推進法」も成立・施行しています。こうした新しい動きに対する新たな対応も必要になっていると考えています。

平成29年度も引き続き市の委託を受ける事業につきましては、平和展や人権週間記念事業、講師派遣事業などを内容とする人権啓発事業、富田及び春日でのフェスタ・ヒューマンライツ開催など地域啓発交流事業、両ふれあい文化センターの一部受託事業、人権教育啓発事業などで、こうした受託事業を通じて市民の人権意識の高揚に更に努めていきます。

一人ひとりが社会の中で支え合うという思いと、地域の様々な活動から生まれる日常的なつながりを構築していくことが大切です。そのため、様々な人権課題をより身近に分りやすく学べる機会を増やしていくことが必要だと考えています。

本協会では、以上のことを念頭におきながら、市内中学校区を単位として活動されている単位会とともに各地域の公民館やコミュニティセンター等と連携した草の根の人権啓発活動の充実を図っていきます。

さらに、来年は、協会設立10周年という節目の年にあたります。当協会が新たな飛躍の年になれるよう、会員拡大に向けて積極的に取り組むとともに、人権尊重の社会環境づくりに向けて取り組みを進めてまいります。

2 重点事業

(1) 草の根人権啓発活動

- ① 引き続き単位会の未組織校区に対し、立ち上げについて積極的な働きかけに努めるとともに、地域人権啓発事業を軸として、公民館、コミュニティセンター、学校、関係施設、地域の様々な団体等との連携の充実を図る。
- ② 本協会の目的に賛同し、ともに人権草の根活動を進める会員の拡大を図る。

(2) 富田・春日両ふれあい文化センター事業

- ① 広く市民に利用される施設として利用者の拡大を図り、講座の企画と市民のニーズに沿った事業運営に努める。
- ② 隣保事業を行う拠点センターとして、福祉の向上と相談業務・情報発信など様々な人権課題に向け、人権啓発の充実を図る。
- ③ 相談業務の充実を図るとともに、公民館やコミュニティセンターへ出向き各種相談等に当たるなど、より幅広い地域の課題を集積し啓発活動を進める。

(3) ホームページの充実と情報発信

平成 28 年 8 月に開設した当協会のホームページの充実に努め、より広範囲な方々に対し、情報提供を行うとともに、紙媒体の特性を活かした積極的な情報提供の活用と利用頻度の強化を図り、加えて人権情報誌「あくていぶ」の発信にも努める。

(4) 当協会法人の充実

来年は、当協会が発足 10 年という節目の年にあたり、新たな展望に向けた大事な一年であります。一定の成果を生み出してきましたが、これからは、新世代につなげていく人とまちを自らが創造・提案できる組織として移り変われる意思をもち、人権啓発の先頭である組織にむけ充実を図る。

3 事業別計画

I. 法人管理事業

① 組織強化活動

各種事業の開催時や広報活動を通じ、本協会の目的に賛同し、ともに人権草の根活動を進めようとする会員の加入促進を図る。

② 理事会、社員総会の開催

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「協会定款」の規定に基づき、理事会・社員総会を開催する。

③ 情報発信活動

社会状況により変化する人権啓発の課題を、人権情報誌「あくていぶ」の発行やホームページなどを活用し、人権に関する情報を発信する。

□人権情報誌「あくていぶ」発行 9月、3月（年2回）

「あくていぶ」発行に関しては、紙面のリニューアルなどにより見やすい情報の提供や発信にむけて取り組んできましたが、これからも各地域で行われるイベントや行事の情報提供など幅広い情報誌として、会員をはじめ関係施設・団体向けにも発行する。

□ホームページの充実

平成28年度に、当協会のホームページを開設しました。イベント、行事、講座・講演等の情報提供をより積極的に発信し、協会の認知度をさらに高めていく。

④ 相談事業

市人権・男女共同参画課や三島人権擁護委員協議会高槻地区委員会と連携し、身近なところで人権相談に対応できるよう、まちづくりネットワークの構築と、各種事業における人権相談の充実を図る。

⑤ 調査・研究

人権啓発活動を効率的・効果的に行うため、研修会等の企画・立案や教材の作成など、啓

発活動の手法等について研究を行うとともに、関係施設・団体との交流等についても調査・研究を行う。

⑥ 公益社団法人化への取り組み

平成21（2009）年4月の一般社団法人登録に引き続き、将来的な公益法人化について、社会情勢などを踏まえながら、調査・研究、検討を行う。

II. 人権啓発推進事業

① 人権啓発事業

□講師派遣

学校・PTA・公民館・コミュニティセンター・企業などの地域社会において人権学習を支援するため、外部講師の派遣並びに、人権啓発指導員や職員を講師として派遣するとともに、単位会と連携をしながら地域住民の人権意識の高揚を図る。

□啓発コーディネート

様々な人権課題について講師リストを作成し、地域住民のニーズに合った講座の開催や講師を派遣するため、地域の関係者と連携しながら、講座・イベントの実施に協力する。

□学校等との連携

学校やPTAとイベント・講座を通じて連携を深め、積極的な人権啓発に取り組む。

② 平和展事業

戦争の悲惨さを風化させない思いと、「平和の尊さ」について、再認識するとともにふたたび尊い命が失われない思いを次世代へ継承し、非核平和の精神が多くの市民に定着することを目的として開催する。

□平和展

日 時：平成29年8月3日（木）、4日（金） 午前9時～午後5時

会 場：生涯学習センター多目的ホール、展示ホール

内 容：3日、4日両日 パネル展示、DVD（小学校の平和学習）上映、

平和の木展示等

3日 未定 テーマ 「 」

4日 音楽祭（合唱祭）

対 象：市民

③ 人権週間記念事業

人権週間にあわせて人権意識の確立にむけ、市民の理解や認識を深めるため、街頭啓発活動をはじめとする事業を展開する。

人権週間街頭啓発活動

人権週間の意義を訴えるため、市、各関係団体等と連携して、街頭啓発活動を行う。

日 時：人権週間中の一日

場 所：市内のターミナル駅5駅

人権啓発作品と人権パネルの展示

人権をテーマとした標語・絵画・作文の作品を募集し、入選者を表彰するとともに、入選作品と人権パネルを生涯学習センター展示ホールで展示する。

日 時：平成29年12月8日（金）、9日（土）午前9時～午後5時

作品募集：9月～10月

対 象 者：市民、小・中学生等

人権を考える市民のつどい

人権啓発作品入選者の表彰と講演会

日 時：平成29年12月9日（土）午後1時30分～

会 場：生涯学習センター多目的ホール

内 容：午後1時30分～啓発作品入選者表彰式

午後2時～ 講演会

対 象：市民

④ 人権連続講座

子ども・女性・障がい者・外国人・高齢者・性的マイノリティ・同和問題や社会状況の変化に伴う新たな人権課題などについて、系統的な連続講座を開催する。

人権連続講座

日 時：平成29年10月～11月の毎週金曜日 午後2時～午後4時

会 場：市内各施設

内 容：5回連続セミナー

対 象：市民

⑤ 人権講演会事業

幅広い視点から人権問題を学ぶことを目的として人権講演会を開催する。

心の豊かさを求めて

日 時：平成29年6月3日（土） 午後2時～午後4時

会 場：生涯学習センター 多目的ホール

テーマ：「調整中」

講 師： 調整中

対 象：市民

⑥ 地域活性化事業

中学校区を単位として設立された各中学校区単位会が行う人権啓発活動のより一層の充実に向け、単位会と連携しながら取り組む。また、未組織の中学校区の設立に向けその気運の醸成を図っていく。

ふれあいアップ講座等

日 時：年間を通じて

会 場：公民館、コミュニティセンター等

内 容：人権啓発講座 他

対 象：市民

ミニ平和展等

地域のコミュニティセンターや地域教育協議会などと連携して、平和に関するパネルや人権啓発に関するパネル等の展示を行う。

- ・平和展パネルの巡回展示

人権啓発入選作品巡回展示

市内の公民館、コミュニティセンターにおいて、人権啓発入選作品を巡回展示し、地域での人権意識の向上を図る。

人権バスツアー

複数の単位会が合同し、会員向けに人権研修を目的とした施設等を視察するとともに、各単位会の交流を行う。

⑦ 人権リーダー育成事業

人権啓発活動の中心的な役割を果たす人材や地域での活動を指導できる人材の養成を図る。

先進地研修

人権啓発活動の充実を図るため、本法人の基幹を担う社員を対象として、人権啓発先進地での研修を行う。

日 時：平成29年6月下旬

非核平和研修

日 時：平成29年度 9月または、2月

場 所：広島平和記念公園または長崎平和公園

内 容：非核平和体験研修

平和展会場で市民が折った千羽鶴を被爆地である広島平和記念公園または長崎平和公園に持参奉納し、「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」を学習する。

対 象：会員

□人権リーダー育成セミナー

次代の人権啓発活動のリーダーたる青少年、PTA 役員などの若年層を対象とした育成セミナーを開催し、人権リーダーの育成を図る。

□その他研修会への参加

各種の人権研修の場に積極的に参加することで、人権課題を明らかにし人権啓発の充実を図る。

Ⅲ. 人権地域啓発交流事業

人権啓発や世代間交流、障がい者理解、多文化交流等の市民交流を目的に、関係施設、障がい者支援施設、福祉団体・市民団体等と協力し広域的な交流事業として開催する。

① ヒューマンライツフェスタ（東会場—春日）

② フェスタ・ヒューマンライツ（西会場—富田）

日 時：平成29年 8月、12月

会 場：春日・富田ふれあい文化センター周辺

内 容：広域交流事業（交流イベント、講座、展示、バザー、パフォーマンス、舞台発表、ミュージックフェスティバル等）

対 象：市民

Ⅳ. 人権教育啓発事業

高槻市教育委員会からの受託事業として、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、受けとめる感性や感覚を育成することを目的に実施する。

① 人権教育講座

人権教育課題として、子育て、男女共同参画社会の実現、国際理解などの「現代的課題」をテーマに豊かな人権感覚の育成につながる講座を開催する。

② 映画会

映画の鑑賞を通して、感性豊かな心を養い人権意識の高揚を図る。

V. 富田・春日ふれあい文化センター一部業務受託事業

平成26年度より富田・春日ふれあい文化センター一部業務の受託を受け3年が経過し、この間、利用者の増を図るなど一定の成果を上げている。

平成29年度も引き続き、市から受託される予定であり福祉と人権の向上と地域住民の拠点となる開かれたセンターとして、協会が培ってきたノウハウを活かし、国及び高槻市の方針のもと地域の諸団体と連携をしながら総合的な事業の実施に努めていく。

① 人権啓発事業

人権講演会

ふれあい文化センターは、周辺地域住民および市民を対象に多様な人権課題についての理解を深める講演会等を各施設や関係団体との連携により開催する。

出張人権講座

ふれあい文化センター周辺の公民館、コミュニティセンター等に出向き講座等を積極的に行い、周辺地域の啓発に努める。

② ふれあい・交流事業

ふれあい文化センターを拠点として、校区単位会との連携や交流の場を図る。

③ 情報発信事業（絆・センター通信）

社会状況により変化する人権課題の理解を深めていくため、人権情報誌の発行など、最新の人権に関する情報をさまざまな媒体を活用して発信する。センター内のパネル展示に

についても、幅広く年間計画に基づいたパネル展示を進める。

また、危機管理に伴う災害情報を自主防災組織と連携し、情報発信に努める。

④ 総合相談事業

市人権・男女共同参画課・三島人権擁護委員協議会高槻地区委員会など関係機関と連携し、両ふれあい文化センターの職員とともに住民の生活・福祉の向上の相談や自立支援に関する総合相談、人権相談を行う。

VI. 自主事業

- ① 各地域で人権や平和、障がい者理解等に関して取り組んでいる団体とのネットワークを構築するため、各種団体との連携による事業の実施に努めます。
- ② 人権リーダー育成セミナーを通じ、ボランティア・スタッフを募集し、ボランティアとして継続的に育成し、実践経験を積むことで人権の視点に立った次世代の人材育成と草の根人権活動の育成を図る。
- ③ 府内市町村の人権啓発団体で構成する「愛ネット大阪」や「財団法人大阪府人権協会」と連携しながら、人権啓発の研究・研修に取り組む。